

## 《資料2》調査票の様式及び調査項目の説明

㊦ 学生生活調査調査票 (平成16年11月)

日本学生支援機構

※大学(短期大学)名				
※大学調査番号				
※学生整理番号				
※調査不能理由				
1. 連絡不能	2. 調査非協力			<input type="checkbox"/>
3. 休学・退学	4. その他			

この調査は、国の奨学援助事業を改善するための基礎資料となるものですから、是非ともご協力ください。  
 なお、この調査票は、調査以外の目的には一切使用しませんので、ありのままを正確に回答願います。

### I. 本人の状況

(1) 昼・夜間部別(大学(学部), 短期大学学生のみ記入) 1. 昼間部 2. 夜間部 <input type="checkbox"/>	(2) 修士・博士別(大学院学生のみ記入) 1. 修士 2. 博士 <input type="checkbox"/>	(3) 性別 1. 男 2. 女 <input type="checkbox"/>
(4) 居住形態 1. 自宅 2. 学寮(寄宿舎) <input type="checkbox"/> 3. 下宿, アパート, その他	(5) 学校所在地 1. 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県 2. 京都府・大阪府・兵庫県 <input type="checkbox"/> 3. その他の道県	
(6) 学科(専攻)系統の別 1. 文・法・政・経・商系 2. 理・工系 3. 農系 4. 薬系 <input type="checkbox"/> 5. 医・歯系 6. 教員養成系 7. その他		
(7) 学年別(留年・休学等は考慮しない) <input type="checkbox"/> 1. 第1年次 2. 第2年次 3. 第3年次 4. 第4年次 5. 第5年次 6. 第6年次		

### II. 本人の経済状況

注 (8)年間収入額≧(9)年間支出額となるように記入してください。

(8) 年間収入額(H15年12月～H16年11月) [注]記入方法は「調査項目の説明」を参照のこと。 税込額で記入すること。					(9) 年間支出額(H15年12月～H16年11月) [注]記入方法は「調査項目の説明」を参照のこと。 税込額で記入すること。						
項 目	千万	百万	十万	万	千円	項 目	千万	百万	十万	万	千円
(a) 家庭からの給付 (家庭が支払った授業料を含める)						(A) 授業料 (実際に支払った金額を記入)					
(b) 日本学生支援機構の奨学金 (1年間の貸与額を記入する)						(B) その他の学校納付金 (入学時の特別納付金は除く)					
(c) 日本学生支援機構以外の奨学金 (博士課程の者が日本学術振興会より 給付される研究奨励金を含む)						(C) 修学費					
(d) アルバイト (1年間の額を記入する)						(D) 課外活動費					
(e) 定職収入 (1年間の額を記入する)						(E) 通学費					
(f) その他 (平成15年11月以前の貯蓄等を取り 崩した額や臨時収入などを記入)						(F) 食費(自宅生は外食費を記入)					
計(a～f)						(G) 住居・光熱費(自宅生は記入しない)					
						(H) 保健衛生費					
						(I) 娯楽・嗜好費 (インターネット接続料を含む)					
						(J) その他の日常費 (携帯電話などの通信費を含む)					
						計(A～J)					

(10) 家庭からの給付と修学の関係（最近1年間の経験から） 1. 家庭からの給付のみで修学可能 2. 家庭からの給付のみでは修学不自由 3. 家庭からの給付のみでは修学継続困難 4. 家庭からの給付なし	<input type="checkbox"/>
(11) 日本学生支援機構（旧日本育英会）の奨学金（15年12月～16年11月） 1. 16年11月現在受けている 2. 申請したが不採用 3. 希望するが申請しなかった 4. 必要ない	<input type="checkbox"/>
(12) 日本学生支援機構（旧日本育英会）以外の奨学金（15年12月～16年11月） 1. 16年11月現在受けている 2. 申請したが不採用 3. 希望するが申請しなかった 4. 必要ない	<input type="checkbox"/>
(13) 授業料免除（16年度前期分について） 1. 全額受けた 2. 半額受けた 3. 半額未満受けた 4. 申請したが不許可 5. 申請しなかった	<input type="checkbox"/>
(14) アルバイト（15年12月～16年11月） 1. 全くしなかった 2. 長期休暇中のみした 3. 授業期間中に臨時的にした 4. 授業期間中に定期的に 5. 長期休暇中も授業期間中もした	<input type="checkbox"/>
(15) アルバイトの従事職種（(14)の2～5該当者のみ記入） 1. 家庭教師等 2. 事務 3. 軽労働 4. 重労働・危険作業 5. 特殊技能・その他	<input type="checkbox"/>
(16) アルバイト収入の主な使途（(14)の2～5該当者のみ記入） 〔(9)のA～Jのうちもっとも多額を費したものの記号を記入〕	<input type="checkbox"/>

### Ⅲ. 家庭の状況

(17) 主たる家計支持者の区分 1. 本人 2. 本人以外	<input type="checkbox"/>
(18) 主たる家計支持者の世帯区分 1. 勤労者世帯 2. 個人営業世帯 3. 法人経営・自由業世帯 4. 農林・水産業世帯 5. その他	<input type="checkbox"/>
(19) 家庭の年間所得総額（15年12月～16年11月） 〔注〕税込額で記入すること。 億 千万 百万 十万 万 円	(20) 主たる家計支持者の年齢 1. 44歳以下 2. 45～54歳 3. 55歳以上
(21) 本人について a. 定職のある者は、職業を(18)の区分から 選り該当する番号を記入すること	b. 配偶者の有無 1. 有 2. 無

### Ⅳ. 入学時における特別納付金の状況（第1年次のみ記入）

(22) 入学時の特別納付金（第1年次のみ記入） 〔注〕税込額で記入すること。	億 千万 百万 十万 万 千円
	<input type="text"/>

### 回答方法

- I～III欄の各項目とも、その設問に該当する番号又は記号を1つだけ選び□内に記入してください。ただし、IIの(8)、(9)、IIIの(19)、IVの(22)については、必要な数字を記入してください。（数字はまず目の中に1字ずつ記入してください。）
- ※欄は大学で記入しますから、記入しないでください。
- 調査時点は、項目に特に定めていない限り平成16年11月30日現在で回答してください。

### 調査項目の説明

- Iの(2) 修士・博士別… 「1. 修士」は(1)修士課程、(2)博士前期課程、(3)一貫制博士課程の前期2年（医・歯・獣医を除く）とし、「2. 博士」は(1)博士後期課程、(2)一貫制博士課程の後期3年（医・歯・獣医を除く）、(3)一貫制博士課程（医・歯・獣医）とする。
- Iの(4) 居住形態… 「1. 自宅」は、家族と同居（持家、借家、社宅等を問わない）している場合、「2. 学寮（寄宿舎）」は、大学直営に限らず公益法人等が経営している学生のための寄宿舎に居住している場合、「3. 下宿、アパート、その他」は、間借、学生マンション、親せき、知人宅を含み、修学のため家族と別居している場合をいう。
- Iの(5) 学校所在地… 本人が現に通学している大学の所在地（分校あるいは本部から分離している学部等の場合はその所在地）で記入する。
- Iの(6) 学科（専攻）系統の別… 大学院生、大学生及び短期大学生を問わず〔別表I〕の学科（専攻）系統分類表の区分による。
- Iの(7) 学年別… 現在の年次を記入。留年、休学等は年次に数えない。一貫制博士課程の後期3年は第1年次とする。
- IIの(8) 年間収入額… 平成16年11月分の収入を基準として、年間収入額ができるだけ正確なものとなるよう、①・②のように算定し、その合計（税込金額）を記入する。ただし、16年度入学者については16年4月から11月までの実際の収入額と16年12月から17年3月までの収入推定額の合計（税込金額）を記入すること。  
①毎月定例的な収入は11月分の12倍  
②特定時期あるいは臨時的な収入は15年12月から16年11月までの実際の収入額  
例「(a)家庭からの給付」  
毎月30,000円ずつ送金を受け、その他に授業料（半期分300,000円）を4月及び10月に学生本人を経由せず、家庭が支払った場合  
(30,000円×12月) + (300,000円×2回) = 960,000円となる。
- (a) 家庭からの給付… 現金、現物（時価に換算）を問わず、本人が家庭から給付を受けた額及び家庭が本人に代わって直接支払った額のすべてをいう。  
ただし、自宅通学者の場合（自宅外通学者であっても帰省中の時期を含む。）は、家庭内でとる食事代等家計から一般的に支弁されるもので本人の分として区分し難い費用に充てたものは除く。なお、入学時の特別納付金（入学金、入学時にのみ支払う施設整備費など。以下同じ。）のために受けた給付は除外する。
- (b) 日本学生支援機構の奨学金… 日本学生支援機構（旧日本育英会）から本人が直接受ける現金をいう。
- (c) 日本学生支援機構以外の奨学金… 給費・貸与を問わず、日本学生支援機構（旧日本育英会）以外の地方公共団体あるいは民間の奨学金事業団体等から本人が直接受ける現金をいう。また、大学等が授業料免除名目で給付する奨学金や大学院博士課程に在籍する者が日本学術振興会から給付される研究奨励金を含む。
- (d) アルバイト… 下記(e)の説明による「定職」にあてはまらないもので、学生生活を送るうえで、学費又は生活費を補うために働いて得た報酬等をいう。
- (e) 定職収入… 「定職」とは、本人が社会的に一定の職業を持ち、その収入によって本人又は家族の生活の全部又は大部分を継続的に賄っている場合をいう。本人の定職収入。
- (f) その他… 本人の資産から生ずる利子収入、配当収入等のうち本人の分として充てた額及び(a)～(e)に該当しない全ての収入や平成15年11月以前の貯蓄等を取り崩して今回調査期間中の支出に充てた額を含む。
- IIの(9) 年間支出額… 16年11月分の支出を基準として、IIの(8)年間収入額で説明した算定方法に準じて算定し、年間の支出額ができるだけ正確なものとなるようにする。税込金額で記入すること。
- (A) 授業料… 16年度分として、納入すべき年額を記入する。ただし、授業料の減額

又は免除されている者は減免後の実際に納入する額を記入する。(全額免除された者は、0とする。)なお、家庭が本人に代わって直接支払った場合はその額を記入する。

- (B) その他の学校納付金… 授業料以外に学校に納めなければならない費用で、例えば実験実習費、後援会費等がこれにあたり、16年度分として納入すべき額を記入する。なお、入学時の特別納付金は除く。
- (C) 修学費… 上記(A)、(B)以外に正課教育を受けるために本人が支出した経費で、例えば教科書・参考図書・実習材料・文具類の購入費・実習旅行費・実習を受けるために加入した保険料が含まれる。
- (D) 課外活動費… 文化・体育等のサークル活動、自治会活動等正課教育以外のために支出した経費であり、例えばサークル会費・合宿費・遠征費・用具購入費・自治会費等(毎年納入する性質のものを、まとめて支払った場合にもここに含める。)が含まれる。ただし、本人の個人的な趣味、娯楽、レクリエーション等の費用は除く。
- (E) 通学費… 通学のための定期券購入代や通学に要する経費とし、自転車、バイク、自動車等のガソリン代や維持費等を含むものとする。
- (F) 食費… 自宅通学者は外食した時の経費だけを記入する。自宅外居住者は外食分のほかに食費として定まっている賄料(現物納入等があれば時価に換算)や、自炊のための材料費等の合計額を記入する。ただし、間食代や、嗜好品のものは除く。
- (G) 住居・光熱費… 自宅外居住者は、家主等に支払う部屋代、光熱費、暖房費等の合計額を記入する。なお、食事付きの下宿等で食費分と区別できない場合でも、按分する等、必ずそれぞれに区分して記入する。この項目は、自宅通学者は記入する必要はない。
- (H) 保健衛生費… 診療代・薬代・理髪美容代・銭湯代・化粧品代等が含まれる。
- (I) 娯楽・嗜好費… 趣味、レクリエーション等の費用及びインターネットのプロバイダー代、酒、タバコ、間食代等が含まれる。
- (J) その他の日常費… 被服・通信(携帯電話・電話代等)・交通(通学費を除く)・上記(A)～(I)に含まれない日常的な経費がすべて含まれる。
- IIの(13) 授業料免除… 「1. 全額受けた」とは、16年度の前期分の授業料について全額免除を受けている者をいい、「2. 半額受けた」とは、前期分の授業料について半額以上(全額は除く)免除を受けた者をいう。
- IIの(15) アルバイトの従事職種… 【別表2】アルバイト従事職種一覧による。
- IIIの(18) 主たる家計支持者の世帯区分… 【別表3】世帯区分表による。(世帯員のうち、最も多くの金額を家計に入れている者により区分する。)
- IIIの(19) 家庭の年間所得総額… 1. 世帯全員が、15年12月から16年11月までの間に得た所得の総額を記入する。(ただし、本人及び本人以外の世帯員で学校に在学する者が得た収入は除く。)  
2. 本人が結婚して独立の家庭を構成している場合は、その独立家庭の所得総額を記入する。  
(注)この項目は、この調査の中で最も困難なものであるが、同時に、極めて重要な意味を持つ部分であるから、家庭とよく連絡をとりあい、次のような所得の種類別に調べる等、できるだけ正確を期していただきたい。なお、金額の計算にあたってはすべて税込金額で行うこと。  
① 事業所得… 個人が経営する農業・漁業・製造業・卸売業・小売業、サービス業等から生ずる所得でその年中の総収入から事業経営に必要な経費を控除した額。(農業、小売業等で生産品又は商品を自家消費した場合は、時価に換算した見積額を所得に加算する)  
② 給与所得… 俸給、給料、賃金、歳費、賞与等労務又は役務の対価として受けた総額。  
③ 資産所得… 利子所得、配当所得、不動産所得等資産から生ずる果実の総額。  
④ その他の所得… 恩給、年金、家庭の内職収入及び世帯員以外の者からの経済的援助等の総額とし、退職金、財産売却、相続等のため、臨時的に得た収入及び借入金は計算しない。
- IIIの(21)のa 定職… 「定職」とは、本人が社会的に一定の職業を持ち、その収入によって本人又は家族の生活の全部又は大部分を継続的に賄っている場合をいう。【別表3】世帯区分表による。
- IVの(22) 入学時の特別納付金… 入学科、入学時にのみ支払う施設設備費などの額を記入する。  
※第1年次のみ記入※

【別表1】学科(専攻)系統分類表

番号	学 科 系 統	説 明
1	文・法・政・経・商系	文学、史学、哲学、教育学、法学、経済学、商学、政治学、社会学その他これに類する学科及び専攻をいう。ただし、教育学のうち教員養成課程の者は除く。他に教養学、外国語学、社会福祉学、児童福祉学を含める。
2	理・工系	理学、工学その他これに類する学科及び専攻をいう。また、基礎科学、繊維学、海洋学、工芸学、鉱山学を含める。
3	農系	農学その他これに類する学科及び専攻をいう。
4	薬系	薬学その他これに類する学科及び専攻をいう。
5	医・歯系	医学、歯学の各学科及び専攻をいう。他に医学・歯学進学課程を含める。
6	教員養成系	国立大学の教員養成課程、その他の教員養成を目的とする各学科及び専攻をいう。
7	その他	家政学、食物学、被服学、児童学等家政関係の学科及び専攻、保健学、衛生看護学、芸術学、体育学関係の各学科及び専攻をいう。

【別表2】アルバイト従事職種一覧

番号	従 事 職 種	説 明
1	家庭教師等	家庭教師、塾講師
2	事務	一般事務、計算事務、その他
3	軽労働	包装、箱詰、選別、整理、封入、発送、配布、荷造り、測量、販売、その他
4	重労働・危険作業	土木・水道工事、倉庫整理、特に重量物運搬、特に重量物荷造り、特に高温作業、特に低温作業、プレス、ボール盤、裁断作業、建築中の現場作業、建物の倒壊作業、高所の屋外作業、農業、劇薬取り扱い作業、その他
5	特殊技能・その他	製図、トレース、通訳、翻訳、その他

[別表3] 世帯区分表

番号	世帯区分	世帯区分内訳	基 準	内 容 例 示
1	勤 労 者 世 帯	労務作業者	官公庁又は民間に長期間雇用され、主として肉体・技能労働に従事している者。	探炭員、仕上工、検査工、製図工、分析工、見習工、工事員、印刷工、電車運転士、自動車運転士、普通船員、車掌、配達員、集金人、警備員、守衛、用務員、掃除員、新聞配達人、塗装工、ダンサー、ウエイター、大工、左官、とび職、理容師、エレベーター係、駅貨物係、販売店員、映写技師、通いのお手伝いさんなど。
		民間職員	民間の鉱山、工場、会社、商店、病院、学校などに勤め、主として書記的又は技術的又は管理的な仕事に従事している者。	会計事務員、一般事務員、庶務事務員、課長、所長、検事、判事、船長、高級船員、駅長、学校長、教員、警察官、消防士、保線区長、現場監督、新聞記者、医師、薬剤師、工場長、研究者、機械技術者、電気技術者、大学助手、タイピスト、電話交換手、鉄道専務車掌、駅出札係、通信士、カメラマン、看護師、工場職長、写真師、外交員、デザイナー、保健師、講師、ラジオ・テレビアナウンサー、通訳、図書館司書、検量員、電子計算機操作員、速記者など。
		官公職員	官公庁又は官公立の病院、学校などに勤め、主として書記的、技術的又は管理的な仕事に従事している者。	
2	個人営業世帯	商人及び職人	独立して小規模（家族でない使用人4人以下）に商品の製造、加工、販売又はサービスを提供する業主。	たばこ店主、菓子店主、魚店主、洋品店主、写真店主、染物店主、質店主、理髪店主、表具店主、行商、ブローカー、大工（個人営業）、植木職、アパート経営者、個人タクシー運転手など。
		個人経営者	独立して個人組織で大規模（家族でない使用人5人以上）に商業、工業、サービス業などを経営してその企画管理に従事する者。	大商店主、大工場主、私立病院経営者、私立学校経営者、パチンコ店経営者、不動産経営者、食堂経営者など。
3	法人経営・自由業世帯	法人経営者	法人組織（合名、合資、有限、株式会社等）で、家族でない使用人5人以上を雇用する会社、団体などの役員。なお、「1」に分類されるべき者でも、程度の高い企画管理、行政事務又は監督事務に従事する者は含める。	社長、取締役、監査役、理事、銀行頭取、相談役、大臣、副大臣、大臣政務官、長官、事務次官、局長、総裁、知事、副知事、市長、区長、町長、村長、助役、出納長、収入役、教育委員長など。
		自由業者	個人で自分の専門の技能や知識を内容とする仕事に従事する者。ただし「1」の分類にあてはまらない者。	弁護士、公認会計士、開業医、助産師、あんま師、僧侶、神職、画家、図案家、著述家、作曲家、生花教授、コンサルタントなど。
4	農林・水産業世帯	農業・林業・海水産業者	農耕（果樹・園芸を含む）・養蚕・養畜等の農業経営を主として行う者。	農耕作業者、養蚕作業者、養畜作業者、伐木者、運材、植材、炭焼、製薪業者、漁夫、藻・貝類採取人、漁船要員、水産養殖作業者など。
5	その他の世帯	その他	「1」～「4」の分類にあてはまらない者。	議員、芸能人（歌手・俳優など）、モデル、職業スポーツ家（野球選手、競輪選手、力士など）、内職者など。
		無職	職業のない者。	年金生活者、失業者、住込の家事使用人（お手伝い、書生など）、住込の営業上の使用人など。